

関東地区高等学校文化連盟放送部会規約（案）

第 1 章 総 則

- 第 1 条 （名称） 本会は関東地区高等学校文化連盟放送部会（略称 関東放送部会）という。
- 第 2 条 （目的） 本会は関東地区一都七県の各高等学校放送部等生徒および顧問の資質向上と交流の推進を目的とする。
- 第 3 条 （組織） 本会は前条の目的に賛同し、各高等学校放送部等の顧問教職員を会員として組織する。
- 2 本会は関東地区高等学校文化連盟のもとに組織する。
- 第 4 条 （事業） 本会は目的達成のために次の事業をおこなう。
- （1） 関東地区高校放送コンクールの開催
 - （2） その他必要な事業

第 2 章 理 事 会

- 第 5 条 （理事会） 本会に次の役員をおく。
部会長 1 名、副部会長 若干名、事務局長 1 名、事務局次長 若干名、会計 1 名、理事 若干名、監事 1 名
- 第 6 条 （役員の選出） 役員は次の方法で選出される。
- （1） 部会長、副部会長、監事は理事会で選出する。
 - （2） 事務局長、事務局次長、会計は部会長が任命する。
 - （3） 理事は各都県高等学校文化連盟放送部会の代表をもってあてる。
- 第 7 条 （部会長、副部会長の任務） 部会長は本会を代表し、業務を総理する。
- 2 副部会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- 第 8 条 （事務局長、事務局次長の任務） 事務局長は本会の運営を統轄するとともに、各都県高等学校文化連盟放送部会との連絡調整をおこなう。
- 2 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその任務を代行する。
- 第 9 条 （会計の任務） 会計は本会の会計を管理する。
- 第 10 条 （理事、監事の任務） 理事は事務局長を補佐し、本会の事業に関する企画立案をおこなう。
- 2 監事は本会の会計の監査を行う。
- 第 11 条 （役員の任期） 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 2 役員に欠員を生じたときは、これを補充することができる。その場合、任期は前任者の残りの期間とする。

第 3 章 会 議

第12条 (理事会) 理事会は全役員により構成される。

- 2 理事会は年1回部会長が招集する。ただし、部会長が必要と認めた場合には臨時に開催することができる。
- 3 理事会は次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 事業報告および決算報告
 - (2) 事業計画および予算
 - (3) 役員選出
 - (4) その他必要な事項
- 4 理事会における議案は、出席者の過半数の賛成により議決される。ただし、規約改正については第19条の規定による。

第 4 章 事 務 局

第13条 (事務局) 本会の事業を円滑におこなうために事務局をおく。

第14条 (事務局の所在地) 事務局は部会長が指定した高等学校におく。

第15条 (事務局員) 部会長が必要と認めた場合には、若干名の事務局員をおくことができる。

第 5 章 会 計

第16条 (会計) 本会の経費は各都県高等学校文化連盟放送部会よりの参加費およびその他の補助金等をもってあてる。

第17条 (監査) 本会の会計監査は監事がおこなう。

第18条 (会計年度) 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

第 6 章 規 約 改 正

第19条 (規約改正) この規約の改正は理事会出席者の3分の2以上の賛成により議決される。

第 7 章 付 則

本規約は平成17年4月1日から施行する。